

「新はつらつ職場づくり宣言」で会社を元気にしませんか？

誰もが働きがいや生きがいを感じ、はつらつと働くことができる職場づくりを目標として、労使で宣言をしてみませんか？
 「新はつらつ職場づくり宣言」は、そんな労使の思いを形にするツールです。
 宣言登録いただくと、「登録証と宣言書を大きな額に入れて贈呈」します。
 事業所内に掲げていただければ、皆で一つになって働くことの意識の高揚が期待できます！

▶ 宣言の流れ

まずは、労使で目指す方向などを検討。働き方改革の取り組み内容を決定し、宣言書を作成します。宣言文は、「文例から選択」「独自で作成」いずれもOKです。

使用者



労働者



①「新はつらつ職場づくり宣言」

手続きは
簡単！

郵送またはFAX等により登録申請書及び宣言書を送るだけです。



② 申請

登録申請書

宣言書



登録されると、
タテ約46.5cm、
ヨコ約64cmの大きな額入りの登録証、宣言書が贈呈されます。



⑧ 登録証・宣言証贈呈

労働基準監督署・公共職業安定所

⑦ 登録証等を作成・送付

(協力団体) 公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会

③ 申請書等を回送

⑥ 登録の通知

岐阜労働局（雇用環境・均等室）

④ 宣言項目等の確認

⑤ 登録（岐阜労働局ホームページに企業名、宣言日、宣言書掲載）

▶ 宣言の要件

宣言は、以下の重点項目①から⑨の中から、記載された数以上の宣言をすることが必要です。
 宣言例は（岐阜労働局のホームページに掲載）から選択（加工も可）いただくか、独自の宣言文を作成してください。

- ① 長時間労働の抑制及び過重労働の解消
- ② 年次有給休暇をはじめとする各種休暇の取得促進
- ③ 心身ともに安全で健康に働ける職場環境づくり
- ④ 若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の活躍促進
- ⑤ 仕事と家庭の両立支援対策
- ⑥ 各種ハラスメントの防止対策
- ⑦ 非正規雇用労働者の待遇改善等による魅力ある職場づくり
- ⑧ 人材育成・キャリア形成のための支援
- ⑨ その他、はつらつと働くことができる職場づくりに資すること

1つ以上

3つ以上

2項目以上

全体で5つ以上の宣言

登録には、岐阜県内で事業を営む企業・事業場・団体等であることなど条件があります。
 詳細は岐阜労働局ホームページをご確認ください。

宣言文の検討は、「ぎふ働き方改革推進支援センター」の専門家が無料でお手伝いすることもできます。
 ぎふ働き方改革推進支援センター TEL:0120-226-311 E-Mail:info@task-work.com

岐阜労働局・公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会



※下記「登録申請書」に必要事項を記載の上、「宣言書」を添付し、
「公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会」(〒501-6133 岐阜市日置江4-48 TEL058-270-0380)あて
FAX(058-270-0388)をお願いします。

登録が承認されたら、「宣言証」を印刷のために岐阜県労働基準協会連合会から「宣言書」のテキストデータ(印影は不要)
の提出をメールで依頼しますので、データをメールで提供してください。

「新はつらつ職場づくり宣言(働き方改革実現推進)事業場」 登録申請書

公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会 御中
(FAX:058-270-0388)

当社では、登録条件を確認のうえ、別添「宣言書」のとおり、新はつらつ職場づくり
宣言を行いましたので、その登録を申請いたします。

年 月 日

事業場名	ふりがな	本・支社の区分	本社・本社以外 本社以外の場合 本社: 都道府県
代表者	ふりがな 氏名		
所在地	〒 ー		
業種		労働者数	名 (パート・アルバイト等含む)
宣言年月日	年 月 日 (「宣言書」の日付と同一)		
担当者	所属・役職		
	氏名	ふりがな	
	電話		
	F A X		
	メールアドレス		
宣言書における労働者代表氏名について、HP掲載の可否		可 ・ 否	
差し支えない範囲で、お尋ねします。「新はつらつ職場づくり宣言」は何でお知りになりましたか。 ・労働局の案内 ・監督署の案内 ・ハローワークの案内 ・労働基準協会連合会の案内 ・市町村の案内 ・商工会議所・商工会の案内 ・業界団体の案内 ・協会けんぽの案内 ・金融機関の案内 ・リーフレット ・その他()			